桑名ギタリスト倶楽部

2010年04月01日

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 会員規約 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

1. 名称　本会を「桑名ギタリスト倶楽部」と称する。

2. 目的　本会は、ギターの演奏を楽しみ、メンバー相互間の親睦を図り、
地域社会に音楽を通して貢献することを目的とする。

3. 会員　年令・性別・経験年数を問わず、会の目的に賛同し、
書面による加入申込みをした者をもって組織する、
他団体との重複は問わない。

4. 活動　①練習場所　大山田公民館
（桑名市大山田一丁目9番地　TEL0594－31－0282）
②練習日と時間　基本的には毎月2回。
午後5時から8時30分まで
※練習場所及び日・時は会員の都合により変更する場合がある。
③演奏活動　会の目的に沿って積極的に行動する

5. 会費　月額500円　（一年間会費6,000円を前納）

6. 退会　①会員の事由により退会の必要が生じた場合。
②練習欠席が継続し、欠席の連絡が2ヶ月間なされない場合は
退会とする。
※いかなる理由で退会した場合も年会費は返却しない事とする。

7. 運営　①当会の円滑な運営を図るため、以下の役員を置く。
会長1名　副会長1名　会計1名　広報担当1名
名誉顧問1名
任期は2年とする。
※名誉顧問については任期は無し。
②毎年12月に、総会を開催し活動報告および会計報告を行う。
③会計年度は　4月1日から翌年3月31日までとする。

8. その他　①会則の変更は総会において、過半数の承認を得ることとする。
②本会則に定めない事象が生じた場合、
各担当は各自の裁量において責任をもって役割を遂行する。
③本会の運営事務局はヤマハウイング北勢堂内に設置する。
（桑名市末広町22番地　TEL0594－21－8181）

付記　本会則は平成22年4月1日から実施する。